

可燃ごみ中継施設整備基本構想
(概要版)

令和 8 年 3 月
盛岡広域環境組合

1. 中継施設基本構想策定の趣旨

(1) ごみ焼却施設の集約化

岩手県では平成 11 年に「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を 6 ブロックに分け、ブロックごとに施設を集約する方針を示しました。広域化計画において盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町の 8 市町は「県央ブロック」に位置付けられています。



広域化計画を受け 8 市町では、

平成 27 年 1 月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」を策定し、費用や環境負荷の低減化を考慮し、ごみ焼却施設の 1 施設集約化を目指すこととしました。

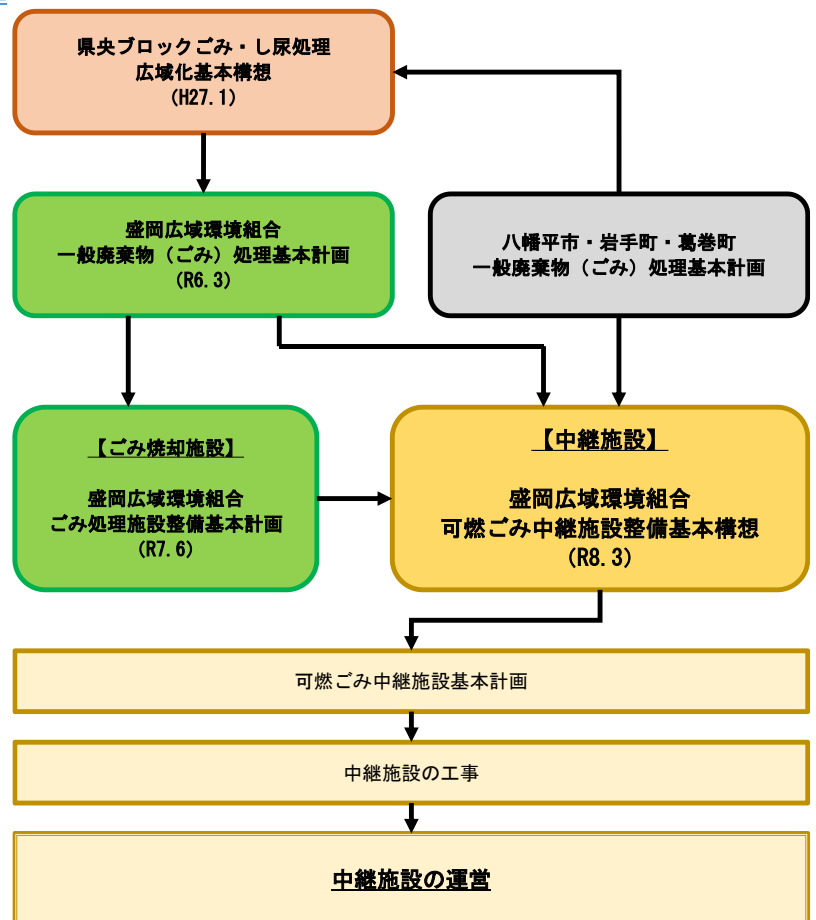
8 市町は、令和 5 年 2 月に「盛岡広域環境組合」を設置し、以降は、本組合において、令和 14 年度稼働を目標に新ごみ焼却施設の整備事業を進めているところです。

(2) 中継施設の整備の必要性

1 施設集約化を目指すことで、処理対象地域が拡大するため、ごみの発生地域から新ごみ焼却施設までの距離が長くなる場合は運搬効率の向上を図る必要があります。

広域化基本構想では、運搬の効率化を図るため中継施設の整備検討が必要であるとされており、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画においては「八幡平市」及び「葛巻町」に中継施設を整備する方針を定めています。

以上の背景を踏まえ、中継施設を整備し、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を確保するため、中継施設の基本事項を示す「盛岡広域環境組合 可燃ごみ中継施設整備基本構想」を策定するものです。

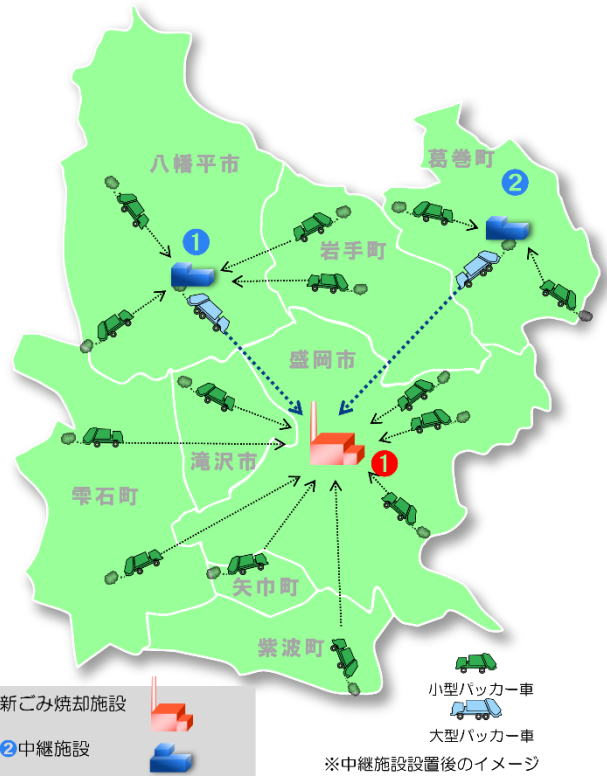


2. 中継施設の対象区域、対象ごみ、事務区分

(1) 中継施設の対象区域

中継施設を対象とする自治体は、広域化基本構想並びに一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき「八幡平市」「岩手町」「葛巻町」とします。

また、中継施設は「八幡平市」「岩手町」から発生するごみを中継する施設、「葛巻町」から発生するごみを中継する施設の2施設を整備します。



(2) 中継施設の対象ごみ

中継施設で処理するごみは、一般廃棄物のうち、家庭から発生する可燃ごみ（家庭系の委託収集及び自己搬入）と、事業所から発生する可燃ごみ（事業系の許可業者収集及び自己搬入）とします。

なお、八幡平市では、「衣類」「バッグ・カバン」「靴類」を市役所などで拠点回収を行っています。岩手町では可燃ごみの収集対象としています。

(3) 中継施設の事務区分

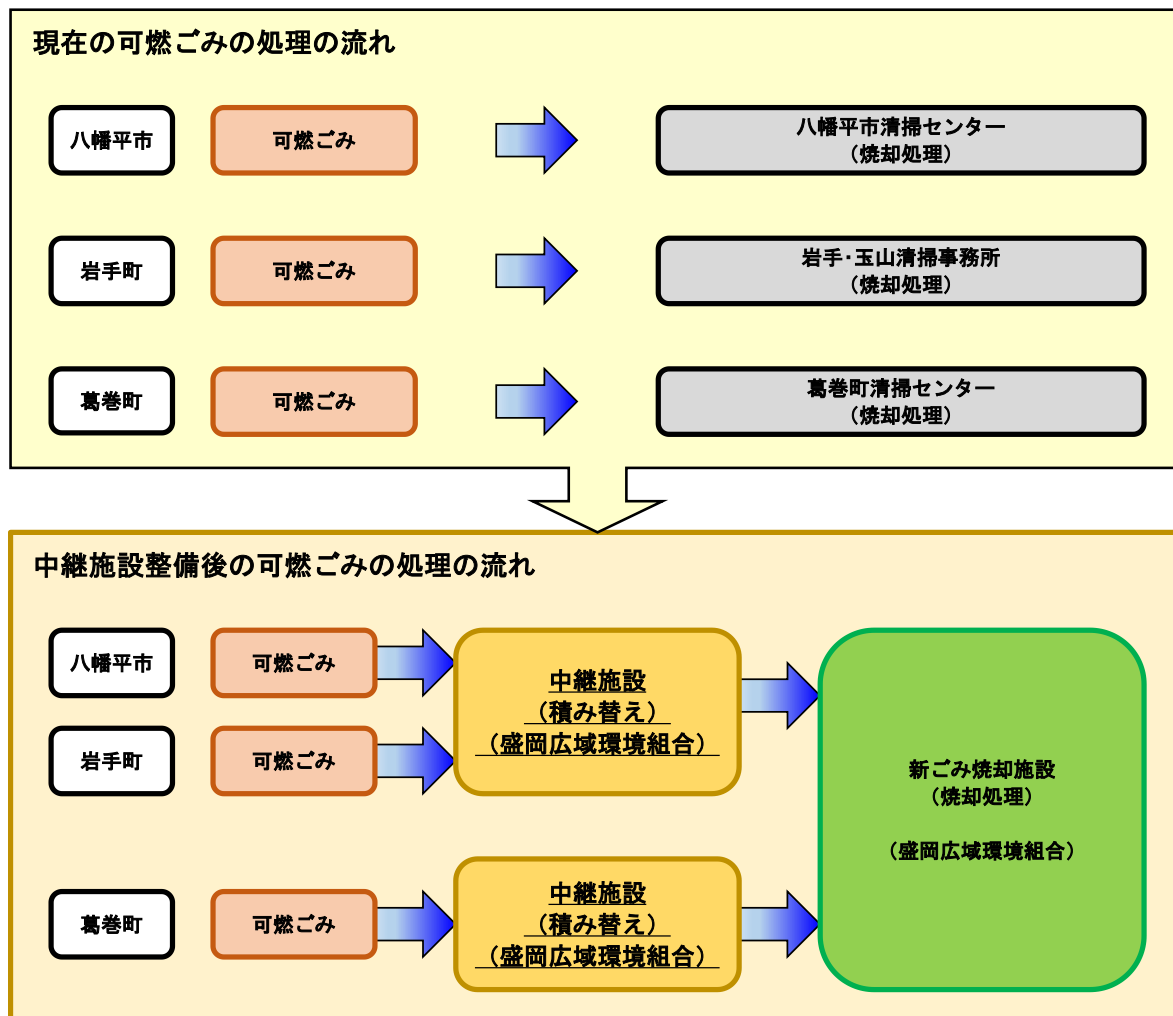
中継施設の建設、中継施設の管理運営に係る本組合と八幡平市・岩手町・葛巻町の事務区分は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき次のようにします。

項目		盛岡広域環境組合	八幡平市・岩手町・葛巻町
収集・運搬	中継施設への可燃ごみの搬入	—	●
	中継施設から新ごみ焼却施設への中継運搬	●	—
中継施設の建設		●	—
中継施設の管理・運営		●	—

3. 中継施設の整備後のごみ処理体系、施設規模

(1) 中継施設整備後のごみ処理体系

可燃ごみは収集されたのち、各自治体や所属する組合が所有するごみ焼却施設に直接、搬送していましたが、中継施設の整備後は、中継施設で積み替え後、新ごみ焼却施設へ搬送します。



(2) 中継施設の施設規模

中継施設の施設規模は、八幡平市・岩手町においては約 35 t /日、葛巻町においては約 4 t /日を想定します。

なお、可燃ごみを搬出するまで一時的な保管・貯留設備、搬入台数・搬入量の曜日変動、季節変動、搬出車の仕様などを考慮し、今後、詳細検討により最終的な施設規模を決定するものとします。

① 八幡平市・岩手町

$$(\text{年間処理量 } 7,440 \text{ t} \div 365 \text{ 日}) \div \text{実稼働率 } 0.701 \times \text{月変動係数 } 1.18 = 34.3 \text{ t/日} \div 35 \text{ t/日}$$


② 葛巻町

$$(\text{年間処理量 } 708 \text{ t} \div 365 \text{ 日}) \div \text{実稼働率 } 0.701 \times \text{月変動係数 } 1.17 = 3.2 \text{ t/日} \div 4 \text{ t/日}$$

4. 中継施設の建設予定地

(1) 八幡平市・岩手町

八幡平市・岩手町の中継施設の建設予定地は、八幡平市清掃センターの南西部に位置する八幡平市の所有地とします。敷地面積は約 0.4ha です。建設予定地内の地形は概ね平地であり、前面道路とも概ね同程度の高さにあります。地質の状況については、八幡平市清掃センターのボーリング調査結果において、基礎地盤となる岩盤は概ね 25m程度で確認されています。

建設予定地	概要
	<p>建設予定地は現有の八幡平市清掃センターの南西部の用地とする。</p> <p>敷地面積は概ね 0.4ha</p>

(2) 葛巻町

葛巻町の中継施設の建設予定地は、引き続き検討を継続することとされていますが、本基本構想においては、これまでの検討経緯を尊重し、葛巻町が所有する葛巻町清掃センターの用地を活用する方針として整理します。建設予定地は山間部の谷地に位置しています。葛巻町清掃センターが立地していることからある程度の平地が確保されているものの、前面の道路に沿って南北に細長い地形のため場所によっては、前面道路との高低差があります。地質については、基礎地盤は比較的浅い位置であると推察されます。

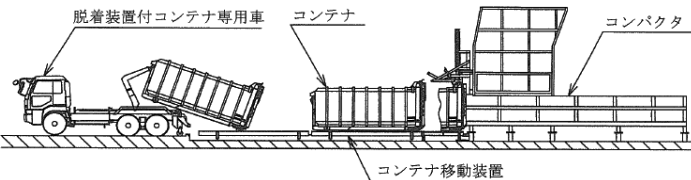
建設予定地	概要
	<p>建設予定地は葛巻町清掃センターの用地を活用する方針とする。</p> <p>敷地面積は概ね 0.3ha</p>

5. 中継施設の処理方式

中継施設の処理方式は、処理能力や貯留能力、汚水や悪臭の環境面の対策から、「コンパクト方式」または「貯留排出機方式」を選定することとします。

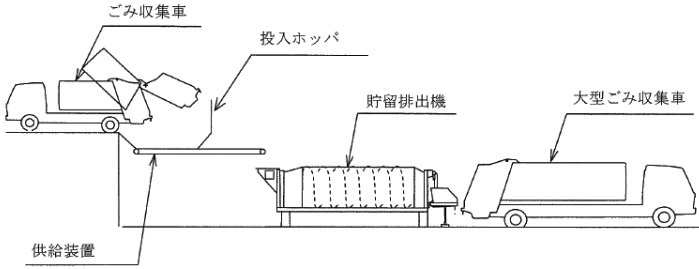
(1) コンパクト方式

コンパクト方式は国内で採用事例が最も多い方式です。コンパクトにより可燃ごみを圧縮しながらコンテナに貯留します。圧縮効果による貯留効率の向上が期待できます。

項目	内容
模式図	 <p>脱着装置付コンテナ専用車 コンテナ コンパクト コンテナ移動装置</p> <p>資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナを複数確保することで、施設内で一定量の可燃ごみを貯留することが可能になる。 ・ コンテナの容量は 18 m³程度。コンテナ積み込み後のかさ比重を 0.35～0.40 t / m³とすると、コンテナ 1 台あたり 6.3～7.2 t 程度の貯留となる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱着装置付コンテナ専用車（いわゆるアームロール車）が必要になる。 ・ コンパクトやコンテナの配置スペースとともに、専用車の脱着スペースが必要になる。 ・ 搬送と貯留にあわせて複数のコンテナを確保する必要がある。

(2) 貯留排出機方式

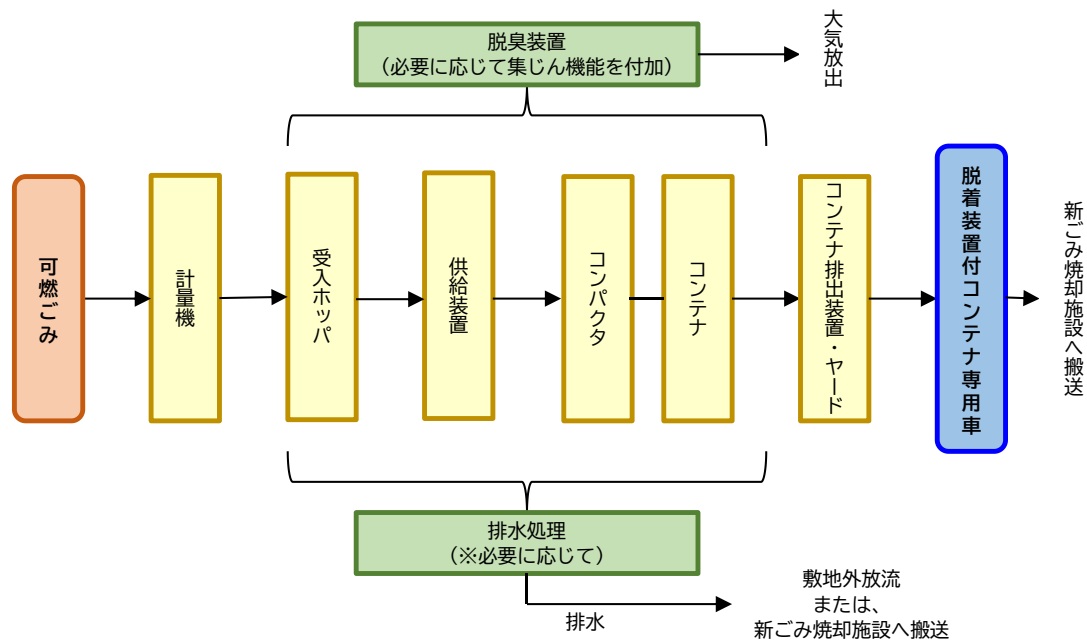
貯留排出機はダストドラムとも呼ばれており、マンションなどの集合住宅でも使用されている方式です。コンパクト方式に比較して圧縮は期待できないため、基本的には可燃ごみの積み替えを目的とした方式になります。

項目	内容
模式図	 <p>ゴミ収集車 投入ホッパー 貯留排出機 大型ゴミ収集車 供給装置</p> <p>資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみを連続的かつ定量的に切出し、大型のごみ収集車（パッカー車）に積み替える方式である。 ・ 貯留排出機内でも貯留は可能であり、大きなものであれば 35 m³程度貯留が可能である。 ・ 貯留排出機内のかさ比重を 0.25 t / m³程度とすると 8.75 t 程度の貯留となる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型のごみ収集車（10 t パッカーなど）が必要になる。 ・ ごみ収集の集中度と貯留排出機の貯留能力によるが、ごみ収集が一定時間内に集中すると、コンパクト方式のコンテナのように施設内貯留が困難であるため、ごみ収集車を複数確保する必要がある。

6. プラント設備計画

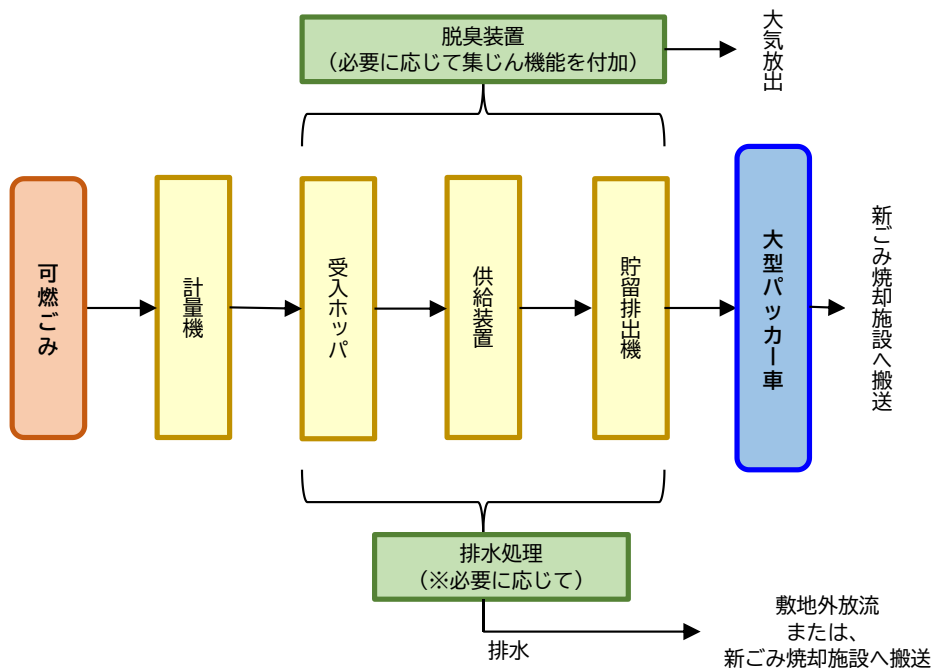
(1) コンパクト方式の基本処理フロー

コンパクト方式の基本的な処理フローを次に示します。なお、排水処理の方式や除じんのための集じん機能については、今後、施設の詳細を決定する施設計画の策定において決定するものとします。



(2) 貯留排出機方式の基本処理フロー

貯留排出機方式の基本的な処理フローを次に示します。なお、コンパクト方式と同様に、排水処理の方式や除じんのための集じん機能については、今後、施設の詳細を決定する施設計画の策定において決定するものとします。



7. 事業スケジュール

(1) 八幡平市・岩手町

八幡平市・岩手町の中継施設は関連計画において、新ごみ焼却施設の稼働後に八幡平市清掃センターを解体・撤去し、その用地に整備する考えとして令和16年度稼働で計画していましたが、八幡平市から稼働開始時期を新ごみ焼却施設の供用開始に合わせたいとの要望があることから令和14年度稼働を目指すものとします。

項目	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
測量・地質・土壌汚染調査	■						
施設基本計画	■						
生活環境影響調査		■					
PFI導入可能性調査		■					
発注手続き		■					
設計・建設工事					■		
							施設稼働

(2) 葛巻町

葛巻町の中継施設は関連計画において、八幡平市・岩手町と同様に新ごみ焼却施設の稼働後に葛巻町清掃センターを解体・撤去し、その用地に整備する計画として令和16年度稼働開始で計画していましたが、解体・撤去などを含んだ工事期間が短く厳しいため、解体・撤去を含む工事期間を3年半として見直し令和17年度稼働を目指すものとします。

項目	令和11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
施設基本計画	■						
生活環境影響調査		■					
PFI導入可能性調査		■					
発注手続き			■				
設計・建設工事					■		
葛巻町清掃センター 解体・撤去 ※葛巻町所掌	解体撤去に係る調査・計画・工事発注			解体撤去工事			
							施設稼働

盛岡広域環境組合

〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号

TEL 019-681-0753 FAX 019-623-5553



全体版はこちらから